



ハルモニア ドクトリン

<http://www.harmonia.or.jp/doctorine/>

ペットが人間社会と共生していくために必要な
社会整備について

第 1.00版

一般社団法人ハルモニア

Copyright © 2018 Harmonia Association



目次

1. 目次	
2. 第0部 はじめに	P 3
3. 第1部 動物愛護の現状	
動物愛護管理法	P 5
動物愛護法を違反した人の数	P 6
違反者として送検されるまで	P 7
なぜ、違反件数が少ないのか	P 8
なぜ、不起訴になるケースが多いのか	P 9
所有者がわかるようにする仕組み	P 10
4. 第2部 これからの動物愛護 ～ハルモニアが目指す未来～	
ハルモニアが掲げる3つのスローガン	P 12
アニマルポリスの設置	P 13
法獣医学の普及	P 14
マイクロチップの運用改革	P 15
生産者から流通業者へ	P 16
流通業者から販売業者へ	P 17
飼い主と獣医師	P 18
登録データを拡張する効用	P 19
電子タグリーダーの利用	P 20
電子タグリーダーの要件・仕様を公開	P 21
5. 第3部 おわりに	P 23
6. 第4部 引用（別紙参照）	

第0部

はじめに





はじめに

ペットは人間に従属的に飼育される動物という考え方から、今では「コンパニオン・アニマル」と言われ、人間の生活のパートナー・伴侶であると考えられるようになってきました。過去、動物は法的に「モノ」と解釈されていましたが、動物愛護管理法の制定後、3回の改正を経た結果、現在では法的にもペットは「コンパニオン・アニマル」とであると認められるようになりつつあります。

動物虐待を減らすための法改正を行い、殺処分ゼロを目指す取り組みが効果を上げている一方、なぜか民間の動物愛護活動を行う人たちは増加傾向にあります。どうしてそうなるのでしょうか？

法改正が行われると、行政は新しい法律に対応して業務が変化します。皮肉にも殺処分ゼロを目指した結果、動物保護活動を行う人たちが多く必要となってしまったのです。このことは動物愛護に関心を持ち、行動する人を増やしました。そうして動物愛護への社会的な関心は次第に高まっていき、新たな問題に気付くようになってきたのです。

しかし、動物保護活動を行う方たちの時間の多くは犬猫の保護活動に忙殺されています。互いに情報を交換し、社会に問いかけるメッセージをまとめるような活動はなかなかできません。

そこで、動物愛護活動に関する現行制度の問題点を調査・分析し、「コンパニオン・アニマル」の将来に向けて、どのような動物愛護活動を行うべきか、その基本的な考え方や活動計画を示したものが、この「ハルモニア・ドクトリン」です。

ペットが人間社会と共生していくために必要な社会整備について真剣に考え、そのための活動指針をまとめました。なお、計画を考える際に引用した文書は、文末に URL で記載しています。また、ドクトリンは Web サイトにも掲載しております。引用元をリンクしておりますので、ご参照ください。

どうか、このドクトリンをお読みいただき、私どもハルモニアに賛同をいただきたく、お願い申し上げます。

第1部

動物愛護の現状





動物虐待を報じるニュースが流れると、目を背けたくなるのと同時に本当に頭に血が上る思いがします。何故そのようなことをするのか理解ができません。そのようなニュースになる事件は氷山の一角で、日常には数多くの動物虐待事件が起こっているのだろうと考えてしまいます。そして、もし動物を人に置き換えたらそれはとんでもない事件のはずなのに、報道では「かわいそうな動物」という視点で完結してしまうことが多く、非人道的な加害者がどうして生まれてくるのか掘り下げて考え、どうしたらそのような事件が起こらなくなるのか、社会に意見するような報道は少なく感じられます。

私どもハルモニアでは、人間と動物が共に幸せに暮らせる社会を理想に掲げています。そのためには、まずこのような事件の発生を抑える仕組みが必要です。今の社会はその仕組みが欠けているのでしょうか？

まずは法制度から見ると、動物愛護管理法（※1）は昭和48年（1973年）に「動物保護管理法」として議員立法（※2）により制定されました。その後3回に渡り法改正が行われています。

■平成11年（1999年）

動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄に関わる罰則の強化など大幅に改正。

■平成17年（2005年）

動物取扱業の規制強化、動物の飼育規制の一律化、実験動物への配慮、罰則の強化（※3）。

■平成24年（2012年）

動物取扱業の適正化、終生飼養の明文化、罰則の強化（※4）。



動物愛護法を違反した人の数

動物愛護管理法違反者はどれくらいいるのでしょうか。環境省がまとめた動物の虐待事例等調査報告書（※5）は、出典が検察統計年報の「罪名別被疑事件の既済及び未済の人員」となっております。

そこで出典元の最近の数字を調べると平成28年度（2016年度）で違反件数の総数は 114件（※6）となっておりますが、他の検察庁に送致された件数 24件を除くと、違反件数は実質 90件となります。この内、起訴されたのは 33件、不起訴は57件ですから、10人中 6人余りは不起訴、つまり起訴されることなく無罪放免、おとがめなしで社会復帰していることとなります。

罪名	総数	起訴			不起訴			中止	他の検察庁に送致	家庭裁判所に送致
		計	公判請求	略式命令	計	起訴猶予	それ以外			
総数	371,061	119,510	74,339	45,171	160,226	112,809	47,417	561	51,590	39,174
刑法犯	257,366	73,060	51,308	21,752	118,115	79,186	38,929	375	29,292	36,524
窃盗	109,849	30,427	23,650	6,777	46,157	35,638	10,519	93	12,255	20,917
傷害	29,291	8,053	3,066	4,987	13,735	11,003	2,732	29	4,791	2,683
暴行	18,170	4,330	758	3,572	10,304	9,146	1,158	12	2,371	1,153
殺人	1,072	274	274	0	615	28	587	99	63	21
特別法犯	113,695	46,450	23,031	23,419	42,111	33,623	8,488	186	22,298	2,650
覚せい剤取締法	17,870	13,479	13,479	0	3,394	1,118	2,276	12	839	146
大麻取締法	3,973	2,008	2,008	0	1,651	953	698	1	98	215
ストーカー法	960	420	207	213	283	122	161	0	244	13
売春防止法	777	315	251	64	311	273	38	0	114	37
児童福祉法	443	246	194	52	113	70	43	0	54	30
動物愛護管理法	114	33	4	29	57	48	9	0	24	0

この数字、「本当？なぜ？」と思いませんか。

本当にたった 90件しかないのでしょうか？

なぜ 6割以上も不起訴なのでしょう？



違反者として送検されるまで

動物を傷つけるような明らかな動物虐待でなくとも、動物の5つの自由（※7）が守られていなければ、不適切な管理として取り締まりの対象となります。例えば犬の場合、平成28年（2016年）動物愛護管理行政が引取ったのは41,000頭余りで、その89%に当たる36,000頭余りが所有者不明の犬でした（※8）。被災犬などを除けば、所有者不明の犬は不適切な管理の結果です。その36,000頭という数の多さは法律違反件数の90件とは桁が違います。

違反件数に数えられるまでにはいくつかのステップがあり、「誰かが違反行為を行う」→「それが見つかる」→「警察が捜査・逮捕を行う」→「検察に送る」、というステップを踏むことで、はじめて違反件数に数えられることとなります。もし、このステップのどこかで中断すると、違反件数には数えられません。そして、「検察で捜査」→「起訴」、となりますが、起訴をしなければ不起訴となり、裁判にはかけられません。

もし私たちが不適切な管理の下にいる動物を見つけたら、110番に通報しようと思うでしょう。その後警察が捜査・逮捕を行って、結果を検察に送ると違反件数に数えられます。

しかし警察への通報は、相手を犯罪者と確信できない限り躊躇してしまうかもしれません。警察以外の通報先には、行政の保健所（あるいは愛護センター）など都道府県の職員がいる施設、公益社団法人 日本動物福祉協会などの準公的機関の相談窓口、あるいは身近な民間の動物愛護活動団体などがあります。このように通報先には、さまざまな窓口があり、特に窓口自体が狭いわけではありません。それでも違反件数が少ない理由を、ステップごとに考えてみました。



なぜ、違反件数が少ないのか

検察に送られるまでに至らず、違反件数に数えられないケースが4つあります。

1つ目は、通報のハードルが意外に高いということです。動物病院に虐待を疑われる動物が来たとき、動物愛護管理法で獣医師は通報の努力義務が定められていますが、実際はなかなか通報できない実態があるようです（※9）。専門家の獣医師ですら通報できないのに、一般市民は「怪しい気がする」という気付きから「通報しよう」という決断をしなければなりません。あなたは110番通報をしたことがありますか？疑いをもった時に通報するハードルが高いために、通報されずに見過ごされるケースが一定数あると思われます。

2つ目は、保健所など都道府県の職員へ通報された場合です。担当職員は動物愛護管理法について捜査権・逮捕権がないため、通報を受けて現場に駆けつけても、捜査することも捕まえることもできません。これは準公的機関の相談窓口や民間活動団体にも同じことがいえます。最初に通報を受けた人が警察に通報しなければ、捜査・逮捕には至らないのです。

3つ目は、通報を受けた警察官が、必ずしも動物愛護管理法に違反する行為を正確に理解しているとは限らない点です。動物愛護管理法を理解していれば犯罪性を見極めることができます。そうでなければ見過ごしたり積極的な捜査ができず、違反事案として扱われない可能性が高い、ということです。

4つ目は動物の所有者がわからない場合です。例えば犬では36,000頭もいます。犬に限らず、動物は自分の名前や住所を人間に伝えることができません。保護された動物の管理責任者（飼い主などの所有者。以下、所有者とします）を見つけ出すのは容易ではありません。不適切な管理をした所有者ならなおのこと、正直に名乗りを上げることはないでしょう。保護活動においては、違反行為はさておき、まずはとにかく保護を優先するしかないのです。こうして保護される動物が増える一方、検察に送られた違反件数は一向に増えないのです。



なぜ、不起訴になるケースが多いのか

では「なぜ 6割以上も不起訴なのか」という点を考えてみましょう。

不起訴件数が多いのは、必ずしも「罪がない」という判断に基づくものではありません。平成28年度（2016年度）の不起訴 57件の内、起訴猶予は 48件です。起訴猶予とは「犯罪を犯したことが事実であり、その証拠もあるけれども、検察官が裁量によって起訴を見送ること」です（起訴便宜主義※10）。

「犯人の性格、年令および境遇、犯罪の軽重および情状、ならびに犯罪後の情況により訴追を必要としない」とされていますが、検察は不起訴にした理由を明らかにしません。しかし犯罪を犯した者を起訴もせずに社会に戻すということは、その犯罪者が社会に与える影響はそれほど重大ではないという判断であることに相違ありません。それは、「命ある動物への犯罪はモノに対する犯罪よりも重い」、と思う一般市民の感情と乖離しているといえるでしょう（※11）。



所有者がわかるようにする仕組み

動物は、もし迷子になっても、自分の名前や住所を誰かに伝えることができません。そんな時のために、現在では動物の身元を示すためのツールとして「マイクロチップ（※12）」が用いられています。マイクロチップは、平成17年（2005年）に改正された動物愛護管理法に基づき、平成18年（2006年）「動物の所有者明示措置に係る環境省の告示（※13）（※14）」にて、『ペットについてはマイクロチップ、入れ墨、脚環の他、首輪、名札も可』としながら、非常災害時を想定し、より耐久性の高い識別器具であるマイクロチップ、脚環等の着用が求められています。その結果、平成23年（2011年）の統計資料（※15）によると、犬猫の所有明示措置の実施率は36～58%となっています。この内 8%程度がマイクロチップによるものです。

マイクロチップは、電子タグを利用して所有者を見つける方法です。電子タグは応用範囲が広く、マイクロチップの他、脚環、首輪、名札にも入れることができます。ハルモニアでは、これらをまとめて「電子タグ」と呼ぶことにします。

保護された動物の所有者がわかれば、元いた場所に帰ることができます。さらに、保護された動物から所有者がすぐにわかるようであれば、違反行為を抑止する大きな効果も期待できるでしょう。

電子タグには動物に付けられた、いわゆる「マイナンバー」のような IDが記録されています。電子タグには容量の制限があるため、最小限度のデータであるIDナンバーのみを記録しています。所有者などのデータはデータセンターで記録しているため、他のデータを無制限に追加できます。今後、社会の仕組みが変わっていったとしても、システムをつくり変えていくだけで、いくらでも時代に追いつけるのです。今、提起されている問題を整理し、今後の利用法をしっかりと考えていけば、電子タグを使った動物の管理は、さまざまな問題に対処できる可能性があるのです。これは是非、活用すべきものだと考えます。

第2部

これからの動物愛護

～ハルモニアが目指す未来～





ハルモニアが掲げる3つのスローガン

私たち日本の動物の飼養に対する制度は動物愛護管理法に基づいています。この法律は3回の改正を経て現在に至りますが、その方向性は「殺処分ゼロの実現」と「動物虐待を無くすこと」です。これは実績を上げてきましたが、新たな問題や不備が浮上し、平成30年（2018年）に4回目の改正がされる予定です。

この機会に私どもハルモニアは、現状を調査・分析し、制度の運用面を見直すことで、動物たちにとってより良い環境を作る事ができると考えました。

- 1. 動物愛護管理法違反者を見逃さず捕える**
- 2. 動物愛護管理法違反者に正当な処罰を課す**
- 3. 所有者不明のペットを減らす**

ハルモニアは上記3つのスローガンを掲げ、活動を行ってまいります。



アニマルポリスの設置

【動物愛護管理法違反者を見逃さず捕える】

違反者が捕まらない原因として、一つは違反の発見者が「とにかくすぐ通報をしよう」という行動を起こせないことと、もう一つは通報を受けても違反者を捜査し逮捕するに至らないため、です。

これを解決する方法は、実は既に実践されております。それは、兵庫県警に設置された「アニマルポリス・ホットライン（動物虐待事案等専用相談電話）（※16）」です。「兵庫県下で現に行われている動物愛護管理法違反事案に気付いたら、迷わずここに通報すればよい」と案内されています。動物愛護管理法に詳しい警察官が対応してくれます。

このようなアニマルポリスが全都道府県に設置できれば、市民からの通報だけでなく、警察内部の問い合わせにも専門性の高い知見により、現場へ指示を出すことができ、捜査の初動が格段に正確かつ迅速なものになります。また、このような事案には犯罪でないケースもあります。その際は、他の適切な行政機関に伝達され、動物の置かれた状況をより早く改善する事が可能になります。問題が発見された時の一次振り分けを的確にすることにより、動物が置かれた状況の改善がそれだけ早くなるのです。

兵庫県警察に設置されたアニマルポリスのような、捜査・逮捕できる動物愛護管理法に詳しい行政の専門職を、兵庫県だけでなく、他の各都道府県にも設置すれば、動物愛護管理法の違反者をもっと多く検挙することができる可能性があると考えられます。

上記のことから、今後、ハルモニアでは、アニマルポリス拡張への推進活動を行っていきたいと考えております。



【動物愛護管理法違反者に正当な処罰を課す】

警察が動物愛護管理法違反が疑われる動物を保護したら、獣医師に診察を依頼し、獣医師は被害動物を診て診断書を書きます。これが犯罪行為の証拠となりますが、この場合の診断書は通常の診断書とは異なります。被害動物がそのような状態になるまでに受けた犯罪行為を再構築し合理的な説明を行う必要があるのです。

この獣医学上の技術・知見を法獣医学と言います。法獣医学に対応した診断書でなければ「〇〇に外傷があります」という報告書にすぎず、動物が受けた被害については何もわかりません。

ところが、現在、日本の大学獣医学部に法獣医学の講座はありません。従って法獣医師という専門職は存在しません。その結果、犯罪行為を明らかにするのに必要十分な診断書は書かれていないと考えられます。そこで、ハーモニアでは、今後、法獣医学を普及させ、法獣医学を学んだ獣医師を増やしていくための活動を、積極的に行っていきたいと考えております。

法獣医師が捜査に必ず関わるようになれば、犯罪の証拠として「この外傷は、人為的に外部から力を加えた結果生じたものです」というような、犯罪を合理的に説明する診断書がそろい、起訴率はアップするでしょう。診断書で動物が受けた被害が正確に説明されれば、その残虐性も明らかとなるに違いありません。そうすることで、より適切な刑罰が下るようになるかもしれません。

法で定められた罰則がいくら重くても、起訴され厳罰に処されなければ、抑止効果は期待できません。言葉を発することができない動物が受けた被害を明らかにする法獣医学の確立は、実は喫緊の課題だと考えます。



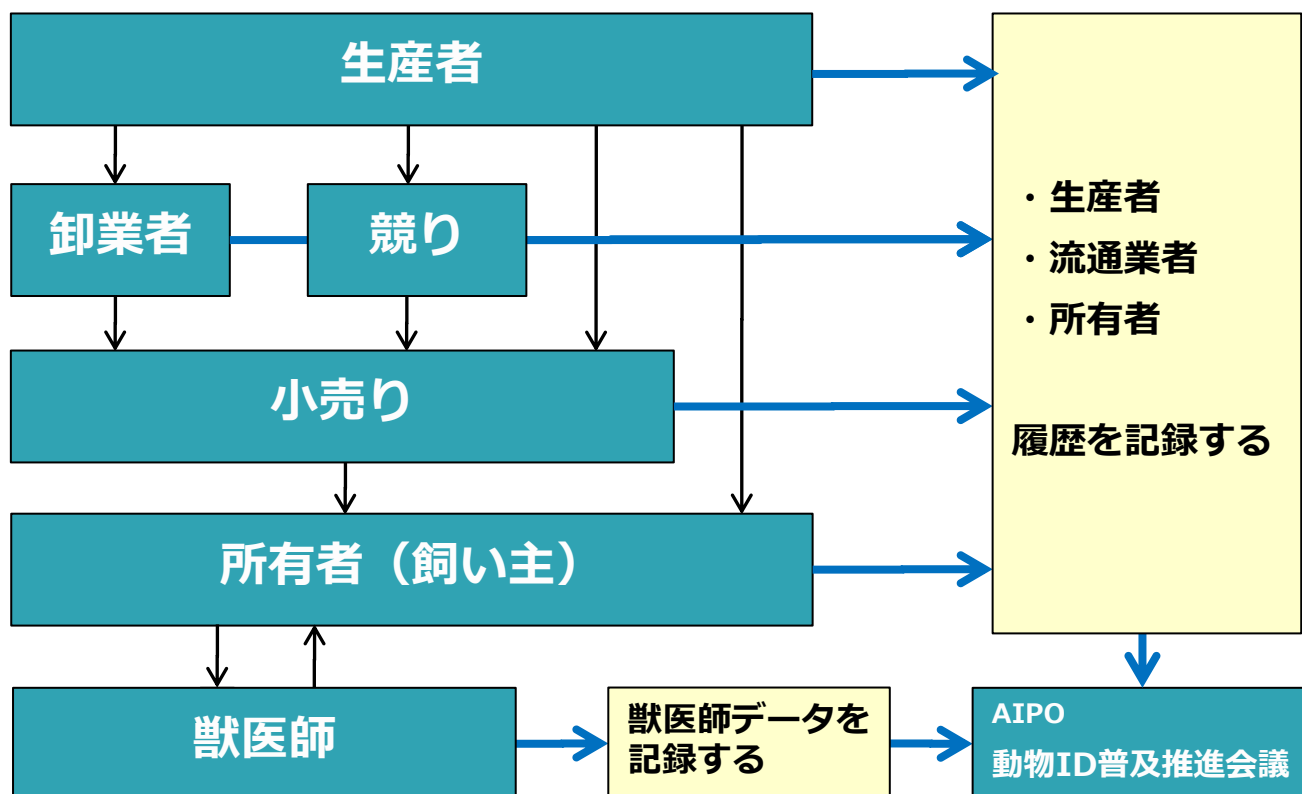
マイクロチップの運用改革

【所有者不明のペットを減らす】

所有者がすぐわかるようになる仕組みとして、マイクロチップ装着の法的義務化は、多くの動物愛護団体や日本獣医師会ばかりでなく、環境省中央環境審議会動物愛護部会（※17）でも取り上げられました。

私どもハルモニアでは、マイクロチップにこだわらず、ペットが着用するさまざまなものに電子タグを入れ、それを代替手段として用いればよいと考えております。しかし、法的義務化と普及率向上を同時に実現させるためには、現状のように、飼い主の手に渡ってから飼い主の意思で電子タグを着用させ登録をするという方法ではなく、生産者が動物を送り出す前に着用させるようにすることが最も効果的だと考えております（※18／マイクロチップについて）。

そうすることで、下図のように、生産者から飼い主の手に渡るまでの全ての過程を、データとして登録・一元管理することが可能になると考えられます。





生産者から流通業者へ

動物が生まれた時、所有者は生産者（ブリーダー）です。生後一定の時期を経て、電子タグの着用が可能になった時点で獣医師がデータ登録をします。データベースに誕生日や雌雄などの動物の属性をデータ登録するのはこれまで通りとし、さらに、この時点での所有者である生産者の情報も登録します。獣医師は、生まれたての個体の健康状態等の所見もデータ登録できるようにします。生産者が動物が生まれる度に獣医師のところに連れていくか、獣医師が生産者を巡回しながら生まれた動物を診るかは、より詳細な現場実務の運用設計をすることが肝要となります。実行可能な運用が大事なのです。

生まれた動物が生産者から送り出された先は、流通業者か飼い主のどちらかとなります。流通業者は生まれた動物を引き受ける際、マイクロチップリーダー（以下、電子タグリーダーといいます）を用いて、データ登録された内容と送り出し元の生産者が一致していることを確認しなければなりません。このように流通業者も電子タグリーダーを持つようにすることで、飼い主の手に渡るまでの個体の入れ違い等を防ぐことができます。

電子タグリーダーの要件とデータベースの要件は今後、別紙で発表いたします。大切なことは、流通業者は送り出された動物のデータを確認しなければ受け取れない仕組みにする、ということです。ブリーダーから流通業者の手に渡った動物の中に、電子タグを着用していない動物がいたら、流通業者はその動物を取り扱えなくします。生産者のところで獣医師がデータ登録した動物の所見があれば、動物の健康状態等も確認できるため、問題のあることを隠して流通してしまうリスクを軽減することができます。

流通業者が動物を受け取った際に、流通業者が動物の新しい所有者となります。その際に、自分の情報を新しい所有者としてとしてデータ登録をします。このデータ登録を以て『生産者から送り出された動物を確認した上で自分の管理下に置いた』という証にするのです。その所有者の情報は上書きするのではなく、所有者が変わる度に履歴としてデータに残すのです。



流通業者から販売業者へ

動物はこの先、最終的に飼い主の元へ届くまで、いくつかの流通業者を経るかもしれません。流通業者は卸であれ、競りであれ、小売店であれ、同じ手続きをする必要があります。つまり、動物を受け取る際は電子タグリーダーを用い、データ登録された内容と送り出し元の実情報が一致していることを確認します。

流通業者が次の流通業者へと手渡した動物が電子タグを着用していなかったり、データ登録情報が違っている場合は、次の流通業者はその動物を取り扱えないようにします。

最終的な流通業者、つまり販売業者も電子タグリーダーを所持します。動物が最終的に飼い主に購入される際、販売業者は販売前に、動物の健康状態やワクチン接種の有無、飼い方、標準体重・体長などの説明を、購入者に対し対面で行うよう法律で定められています。この法律を改定し、販売業者は、データ登録されている業者のデータ等も電子タグリーダーを用いて購入者に対し示すのです。

購入者は所有者が販売業者と同じであることを確認し『販売業者が正当な販売者であることを確認した』旨を示す書面に記名するようにします。その上で、新しい所有者は業者ではなく「飼い主」であることをデータベースに登録します。



飼い主と獣医師

動物は生産者から直接、飼い主の手に渡ることもあります。その場合、生産者を直近の所有者として、前述したような手順で登録を行います。

飼い主が変わることもあるでしょう。その場合、登録データの所有者の履歴の最後に「飼い主が変わった」というデータを追加します。

飼い主は電子タグリーダーを所有していませんので、所有者が変わるときは獣医師が関わる必要があります。獣医師は日常的に動物に接するため、電子タグのデータ管理に重要な役割を果たします。

獣医師はまず診察する動物の電子タグを確認します。もし電子タグを着用していなければ、その場で電子タグを着用させます。その時は生産者及び流通業者が不明のまま飼い主を登録するようにします。電子タグを着用した時点からのデータで登録することを許可するのです。電子タグを着用していても、もしデータが登録されていなければ、その時に登録できるデータから登録を始めます。

電子タグを着用していない動物や、データの途切れた動物が流通の過程でも見つかる可能性があります。その動物の救済は獣医師が行います。電子タグに不備があるからといって動物の行き場がなくなることは避けなければなりません。

そのような動物が見つかった時点で、電子タグを着用し、データを登録することによって、その動物は救済されるのです。その経緯もデータとして記録することで、所有者不明の動物を減らすことができます。

これまで「所有者」と記載してまいりましたが、取引が委託である場合などは、所有権が移動しないケースもあります。そういった場合に備え、「所有者」ではなく、「管理責任者」あるいは「飼養責任者」とする方が良いかもしれません。制度設計の際、考慮すべき点だと考えております。



登録データを拡張する効用

地域猫など、本誌で考慮されていない問題もあります。しかし、TNR（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す）を実施することで、その猫は必ず獣医師の処置を受けます。その際に猫に電子タグを着用させ、「地域猫」としてデータを登録すればよいのです。

動物に関わる問題は、必ずといって良いほど獣医師が関わります。一度でも獣医師が診た動物は、必ず電子タグを着用の上、所有者データを登録するようにします。そうすることで、その動物が保護された際、電子タグによって所有者が判明する確率が非常に高まります。

電子タグリーダーは獣医師や保健所だけでなく、業者や動物保護活動を行う方や、警察等も所持することで、よりデータベースの精度が高まります。その際、データ登録内容の閲覧範囲を、それぞれの権限の範疇に制限すれば、個人情報の漏えいの心配もありません。

何らかの問題が生じ動物が保護された場合、電子タグによって所有者が判明するだけでなく、その動物の履歴もわかるようになるのです。動物がこれだけ雄弁に自分を語れるようになれば、人間はその動物に関して、嘘がつけなくなることでしょう。

それだけではなく、将来、動物愛護管理法が改正され新たな規制ができて、例えば、ここでは全く触れていない「8週齢前のペットの販売を禁じる制度」が採用されたとしても、電子タグリーダーで週齢が分かるため、わざわざ新たな仕組みをつくらなくとも対応ができるのです。電子タグリーダーは、将来発生するかもしれない問題の解決にも使える優れたツールといえるでしょう。



電子タグリーダーの利用

電子タグリーダーは、動物が着用した電子タグから、「動物ID」を読み取る機器ですが、現在の制度ではマイクロチップ装着を行う動物病院や保健所が使用することしか想定していません。

読み取った「動物ID」から登録されたデータへアクセスできるのは、獣医師など一部に限られています。登録されたデータの大部分が、動物の所有者の個人情報であるため、むやみにアクセスを許可すべきではなく、妥当な判断といえるでしょう。

私どもハルモニアは、登録データを拡張し、生産者や流通業者の情報もデータとして登録させることによって、その動物が生まれてから現在に至るまでの履歴すべてを判別できるようにしたいと考えております。履歴データは、その動物が生産されてから流通するまでの過程を追跡するために利用するだけでなく、その動物の所有者が変わったタイミングで適切に管理されていることを、送出側と受入側の双方で確認した証としても利用します。これらの生産・流通情報は、個人情報ではないため、誰がアクセスしても問題がないデータとなります。

上記のことから、電子タグリーダーは利用者を広げることができるツールといえるでしょう。生産者や流通業者はもちろん、アニマルポリスをはじめとする警官にも利用してもらいたいと考えております。保護活動を行っている動物愛護活動をしている人々にも利用するメリットがあるでしょう。

私どもハルモニアが考える電子タグリーダーは、使用者に適切な権限を付与し、データベースへのアクセス制限をかける仕様のため、個人情報保護の観点から不安はありません。



電子タグリーダーの要件・仕様を公開

電子タグリーダーの機能は、登録するデータの仕様などに左右されます。電子タグリーダー本体、データを閲覧するアプリケーション、データベースが連動し、一元管理できること。さらに、それぞれが閲覧しやすく使いやすい、ユーザービリティ・アクセシビリティに優れたツールであることも重要です。

今、この時点で考えられる要件をまとめて公表する準備をしている段階です。本誌をご一読いただいた皆さまからは、是非、アイデアや忌憚のないご意見・ご指摘をいただけますと幸いです。いただきましたご意見等を元に、今後も加筆・修正を加えることで、より良いものへと仕上げていきたいと考えております。

電子タグリーダー、アプリケーション、およびデータベースの仕様は、オープンにする計画なので、それを基に、誰か別の方が実物を製造・構築しても問題ないと考えております。それは、動物愛護に役立つツールを、なるべく早く、安く、多くの方が使えるようにしたいと考えているためです。

是非、ご利用者の目線で、設計者の目線で、製作者の目線で、さまざまなご意見をいただけますと幸いです。

第3部

おわりに





おわりに

アニマルポリスの設置、法獣医学、電子タグの普及活動は、単独で実現するだけでも効果をもたらしますが、それが全て実現した場合、より大きな効果を生み出すことが期待できます。

【ハルモニアが掲げる3つのスローガン】

- 1. 動物愛護管理法違反者を見逃さず捕える**
- 2. 動物愛護管理法違反者に正当な処罰を課す**
- 3. 所有者不明のペットを減らす**

そして、そのための活動。

1. 全国の都道府県警察にアニマルポリス設置のための活動を行う。
2. 法獣医学の普及に関わる活動を行う。
3. 電子タグの普及と、登録データの拡張を実現する活動を行う。
4. 電子タグリーダーの開発をリードし、幅広い人が利用できる活動を行う。

以上がハルモニアが動物との共生のために活動を行う指針

「ハルモニア・ドクトリン 第1版」です。

私どもハルモニアでは、

この「ハルモニア・ドクトリン」を実現していくことこそが、

人間と動物が幸せに共生できる社会をつくることに繋がる第一歩だと

確信しております。